
税理士 無料公開講座シリーズ

Season 2

～ テーマ ～

『会計と相続税法の時価概念の交錯』

一簿記論・財務諸表論の受験経験者の方へ

TAC税理士講座

平成21年8月15日

担当：林 鐘平



資格の学校

TAC

Contents

1	はじめに		1
2	相続税の計算		2
3	租税公平主義と課税価格		8
4	貸借対照表価額と相続税評価額		12

◆ 今回のテーマについて

一般的に、相続税法の学習をする上で、簿記や財務諸表論の知識は不要といわれています。確かに簿記論や財務諸表論で学習したような仕訳や理論的な考え方を当てはめなくても、相続税法を学習すること、税理士試験の相続税法に合格することは可能です。

しかし、簿記論や財務諸表論で学習した内容を基に、相続税法の学習をすると、理解が深まり、また、学習の負担を極端に減らすことが可能な論点もたくさんあるのも事実です。

本講座では、このように会計学の考え方と相続税法の課税の取扱いの接点をご紹介します。

具体的には、まずテーマ2で相続税の計算の方法をご紹介します。次にテーマ3で租税の目的及び税法が立法される上での基本ルールをご紹介します、最後にテーマ4で、ここまでの話を踏まえ、相続税法と会計の接点についてをご紹介します。

本講座を通じて、9月期からの学習に弾みをつけましょう！

◆ 1 用語の意義

テーマ2では、相続税の計算方法を学習しますが、まずは、相続税の計算をする上で重要な用語を学習します。

(1) 相続

民法では、人が死亡した場合に、その死亡した人が所有していた全財産及び債務を、死亡した時点で強制的に遺族に承継させることを規定しています。この人の死亡による財産及び債務の承継を「相続」といいます。

なお、相続により承継するものは遺産のみではなく、債務も承継することに注意が必要です。

(2) 被相続人

相続により財産を与える人のことを「被相続人」といいます。つまり死亡した人のことです。

(3) 相続人

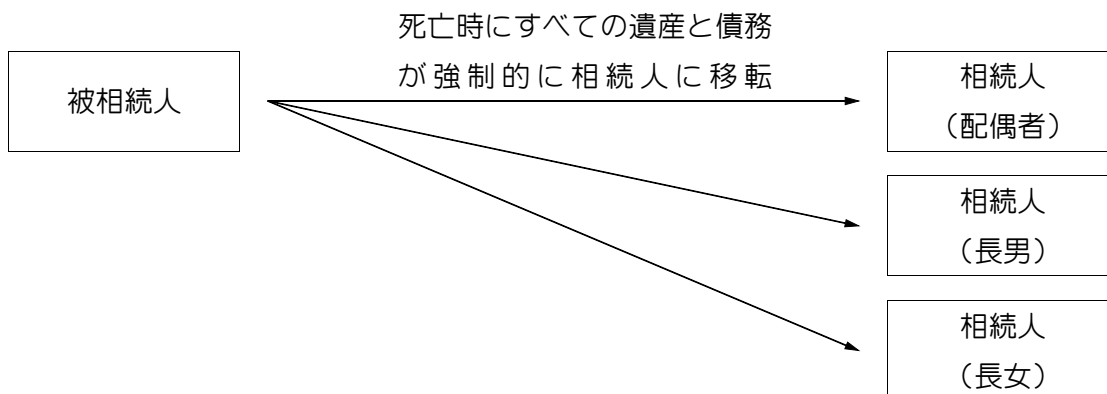
被相続人の遺産を、相続により承継する遺族のことを「相続人」といいます。相続人となることができる人は民法で規定されていて、ほとんどの場合、被相続人の配偶者及び被相続人の子供が相続人となります。

(4) 相続分

各相続人が相続により取得する遺産の承継割合を「相続分」といいます。この各相続人の承継割合も、民法により定められていますが、相続人間の話し合いにより、その割合に従わないで財産を承継することも認められています。

民法で定められている承継割合は、配偶者が2分の1、子供全員で残りの2分の1となります。

【図解】 相続による財産の移転



以上のように、被相続人が所有していた財産等は、死亡時に強制的に相続人に移転するため、財産の所有者がいらないという、空白の期間はないこととなります。

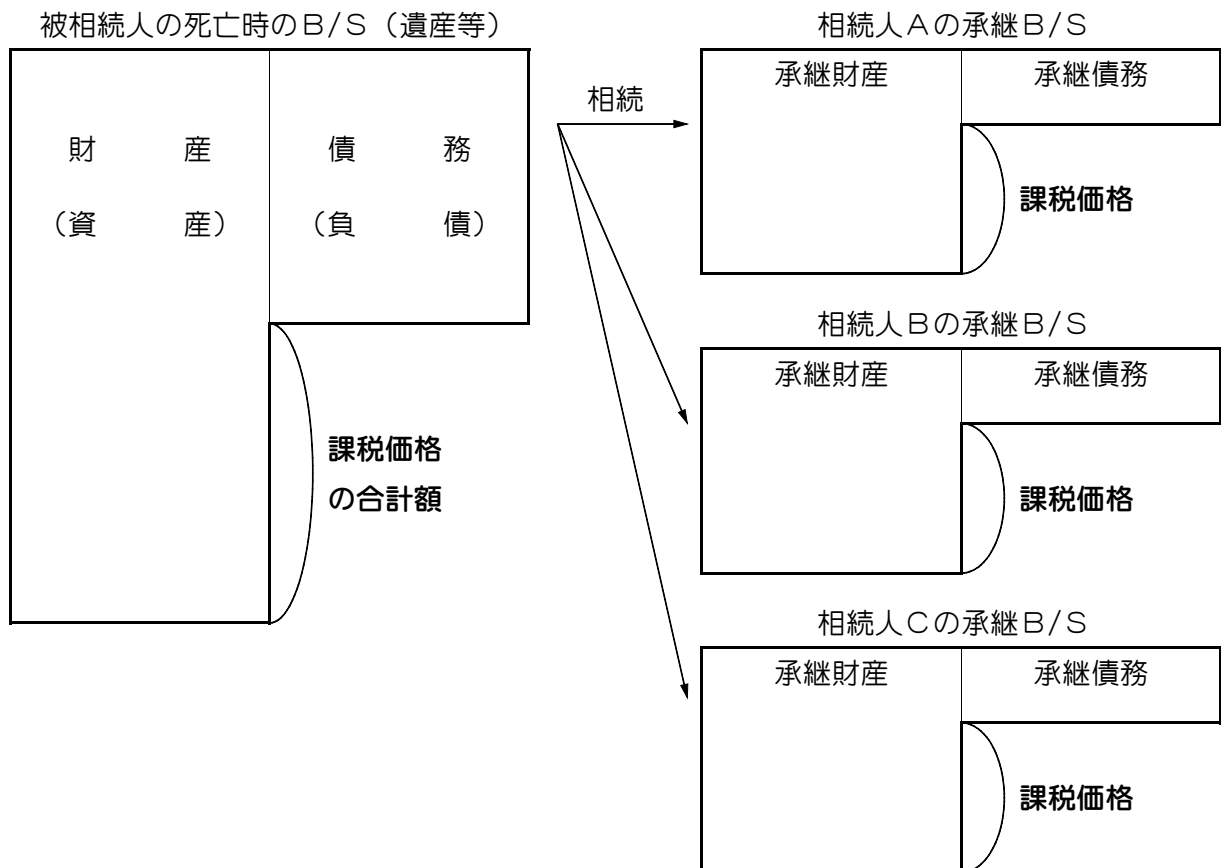
◆2 相続税の計算方法

◆1では、誰がどのくらいの財産を取得するかを学習しましたが、◆2では、具体的な相続税の計算方法を学習します。

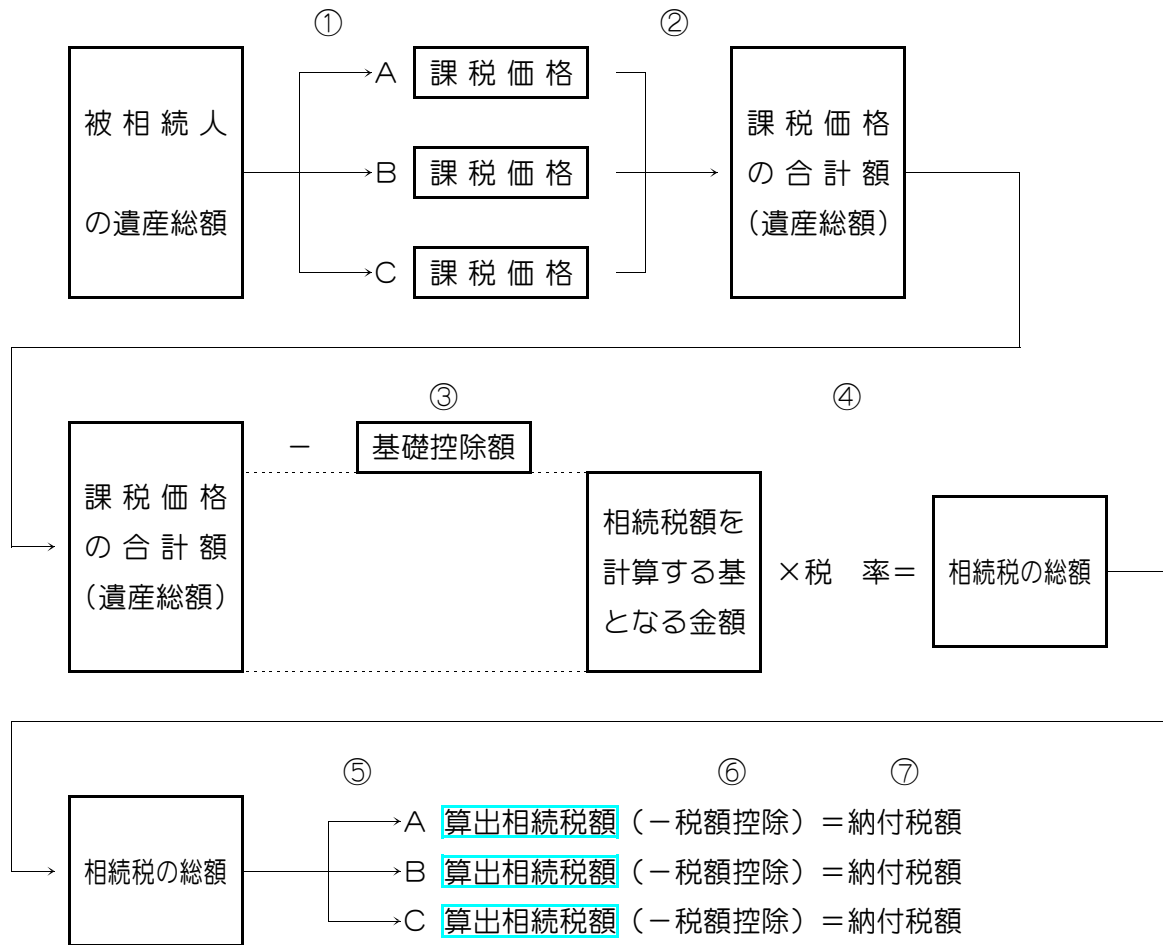
相続税は、民法の規定もしくは話し合い（この話し合いを「分割協議」といいます。）で相続人が承継した遺産の額及び債務の額に基づいて計算されることとなります。

具体的には、**課税価格**に一定の税率を乗じて相続税額を計算します。

【図解①】各人の課税価格



【図解②】 納付すべき相続税額の計算



- ① 被相続人の遺産を相続人で分け、各人が取得した財産を確定する
- ② 各相続人等が取得した財産の額の合計額（＝課税価格）をいったん合計する
- ③ ②から基礎控除額※を控除する
- ④ ③で求めた金額に税率を乗じ、遺産全体に対する税額（相続税の総額）を計算する
- ⑤ 課税価格の比に基づき、④を各相続人等に割り振る
- ⑥ 各人の状況に応じて税額控除等により税額調整を行う
- ⑦ 各人の納付すべき相続税額が確定する

※ 基礎控除額

5,000万円＋1,000万円×相続人の数

<メ モ>

◆3 事例

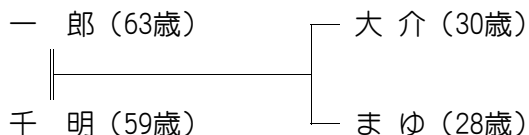
次の事例に基づいて、実際に相続税の課税価格を計算してみましょう。

【事 例】

1 家族構成

佐藤一郎さんは、A電気株式会社に勤めていましたが、平成18年3月3日に60歳になり、同社を退職しました。その後は、妻・千明さん（昭和45年6月6日結婚）、長男・大介さん（サラリーマン・未婚）、長女・まゆさん（OL・未婚）の家族4人で、世田谷区内の自宅で暮らしていましたが、平成22年8月7日、自宅において心筋梗塞により死亡しました。

一郎さんの家族構成は次図のとおりです。



2 遺産の明細

一郎さんの遺族は、葬儀を行った後、一郎さんの遺産を調査し、以下のとおり判明しました。

(1) 不動産

財 産	用 途	課税価格に算入すべき価額
宅 地	自 宅	8,400万円
家 屋	自 宅	1,000万円
更 地	青空駐車場	1億9,000万円

(2) 金融資産

財 産	課税価格に算入すべき価額
普通預金	100万円
定期預金	300万円
定額貯金	900万円
中期国債	1,600万円

(3) その他の資産

財 産	課税価格に算入すべき価額
ゴルフ会員権	280万円
家庭用動産	200万円
骨董品（壺）	400万円

(4) 債務等

種 類	借入残高等
住宅ローン	1,135万円
駐車場敷金	50万円
葬 式 費 用	275万円

3 遺産分割

一郎さんの遺族は、平成22年11月10日に、遺産分割のための協議を行い、その結果次のように財産を取得し、債務を承継しました。

(1) 千明さんの取得した財産と債務

財 産	財産の時価(債務の金額)
更 地	1億9,000万円
普 通 預 金	100万円
家 庭 用 動 産	200万円
駐車場の敷金	△ 50万円

(2) 大介さんの取得した財産と債務

財 産	財産の時価(債務の金額)
宅 地	8,400万円
家 屋	1,000万円
定 期 預 金	300万円
ゴルフ会員権	280万円
住 宅 ロ ー ン	△ 1,135万円

(3) まゆさんの取得した財産と債務

財 産	財産の時価(債務の金額)
定 額 貯 金	900万円
中 期 国 債	1,600万円
骨董品(壺)	400万円
葬 式 費 用	△ 275万円

(4) 各人の課税価格の計算

	千明(妻)	大介(長男)	まゆ(長女)
不 動 産			
金 融 資 産			
そ の 他 の 財 産			
債 務 控 除 額			
課 税 価 格			

【解 答】

	千明(妻)	大介(長男)	まゆ(長女)
不 動 産	1億9,000万円	9,400万円	———
金 融 資 産	100万円	300万円	2,500万円
そ の 他 の 財 産	200万円	280万円	400万円
債 務 控 除 額	△ 50万円	△1,135万円	△ 275万円
課 税 価 格	1億9,250万円	8,845万円	2,625万円

◆ 1 租税の目的

相続税に限らず、租税は次の三つの目的を達成するために課されています。

- (1) 国民に対する公共サービス（教育、治安、外交等）の提供
- (2) 貧富の格差是正
- (3) 景気調整

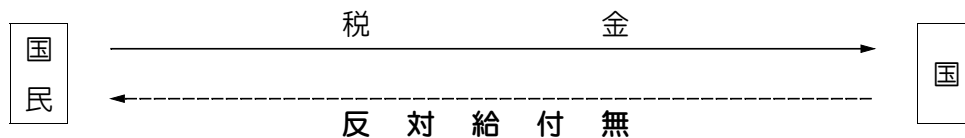
これらのうち、何に重点を置いているかは租税ごとに異なりますが、すべての租税はこれらの目的を達成するため、憲法において国民に「**納税の義務**」が負わされ、広く国民から徴収されています。

一方で、憲法は国民が所有している財産を「**財産権**」という形で保障しています。財産権とは、反対給付等（売買契約等）の**正当な理由なく、国民の財産を没収することを禁止**するという、資本主義経済を保障するものです。

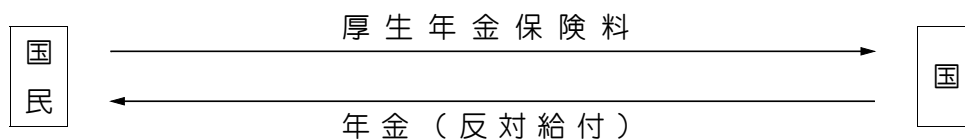
この相反する、義務と権利（財産権を侵害する納税の義務と財産権）の関係は次のように考えられています。つまり、財産権とは納税をした上で認められているという、制限付の権利と考えられています。各種税法は国民の財産権に制限を付すものであるため「**侵害規範**」と言われています。

【図解】侵害規範

(1) 租税



(2) 社会保険料（厚生年金保険料）



参考 憲法29条1項・憲法30条

憲法29条1項 ～財産権～

『財産権は、これを侵してはならない。』

憲法30条 ～納税の義務～

『国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う。』

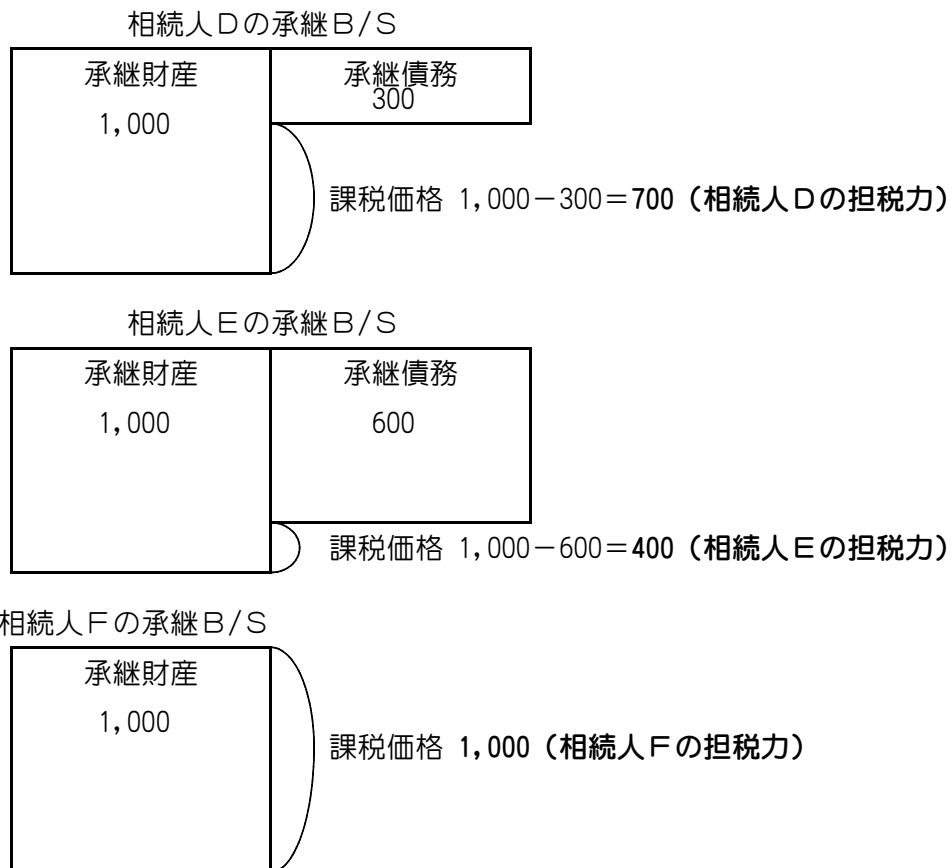
◆2 租税公平主義と相続税の課税価格

(1) 相続税の課税価格と債務控除

◆1 で見たように、国民が納税の義務を負うことは憲法で規定されていますが、一方で憲法が保障している国民の財産権に制限を付すものであるので、むやみに租税が課されることや、一貫した考え方に基づかない租税を課すことは、財産権の著しい侵害として認められません。そのため、各種税法が立法され、租税が課されるためには一定のルールがあります。このルールの一つに「**租税公平主義**」というものがあります。

「租税公平主義」とは、税を負担する能力（担税力）に即した課税を行うというものです。相続税で考えると、たくさんの財産を取得した人からは多くの相続税を徴収する、債務等を承継した人からはその分少ない相続税を徴収する、といったように、差をつけることにより担税力に即した課税が行われています。

【図解】 租税公平主義



相続税額が $F > D > E$ となるような仕組みが、担税力に即した課税ということとなり、租税公平主義に合致することとなります。そのため、相続税は相続により取得した財産のみで納付する税額を計算するのではなく、債務の承継による担税力の低下を考慮し、**承継した債務を控除して、課税価格を計算すること**としています。

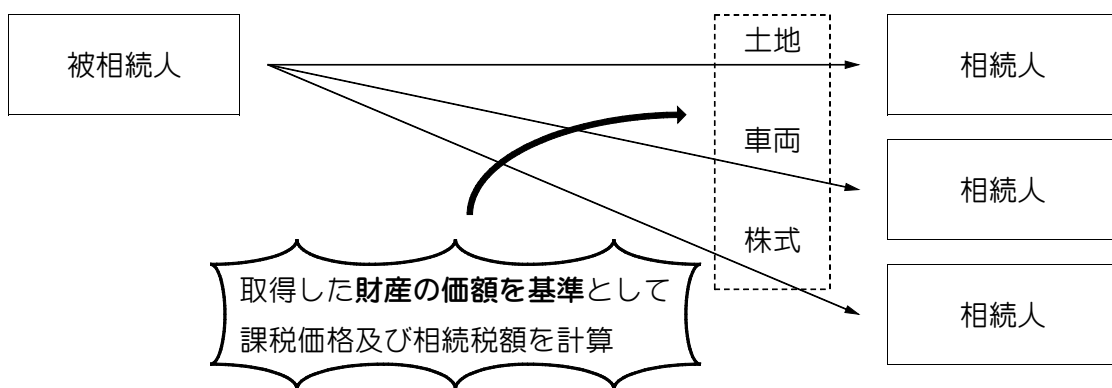
(2) 相続税の課税価格と財産評価

相続税の課税価格は、租税公平主義に基づいて、担税力に即した課税を行うために、被相続人の債務を承継した場合には、その承継額を控除することができることは、(1)で見ました。

相続税法ではさらに、担税力に即した課税を行うため、相続により取得した財産についても規定をおいています。どのような規定がおかれているかという、相続税の課税価格を計算する上で、**取得した財産の価額をいくらとするか**という規定です。

これは相続税法を学習する上で、極めて重要な事項です。なぜなら、財産の価額を適正に計算されないと、課税価格が担税力を表さず、結果として、担税力に即した課税が行えないこととなるからです。

【図解】担税力に即した相続税課税



租税公平主義に基づいて、担税力に即した課税を行うためには、**取得した財産の価額を適正に計算し、適正な財産の価額を課税価格に算入**しなければならないことになります。このように、適正な財産の価額を評価することを「**財産評価**」といいます。財産評価により計算された金額を相続税法では「**時価（又は相続税評価額）**」といいます。

参考 相続税法11条の2・相続税法22条・財産評価基本通達 1項(2)

相続税法11条の2 ～相続税の課税価格～（一部抜粋）

『当該相続又は遺贈により取得した**財産の価額の合計額**をもって、**相続税の課税価格**とする。』

相続税法22条 ～評価の原則～

『この章で特別の定めがあるものを除くほか、相続、遺贈又は贈与により取得した**財産の価額**は当該財産の取得の時における**時価**により、当該財産の価額から控除すべき債務の金額は、その時の現況による。』

なお、各種財産の時価は『財産評価基本通達 直資56(例規)直審(資)17昭和39年4月25日』に具体的な計算方法とともに規定されています。

財産評価基本通達 1項(2) ～時価の意義～（一部抜粋）

『財産の価額は、時価によるものとし、時価とは、課税時期（相続、遺贈若しくは贈与により財産を取得した日等）において、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、**その価額は、この通達の定めによって評価した価額**による。』

◆3 過去問題の分析

相続税法の本試験は「時価」がいくらかとなるかを問う試験といっても過言ではありません。過去の本試験における、各財産の時価の計算の配点は次のようになっています。財産の時価を正確に計算することは、担税力に即した課税を行うために必要不可欠な事項であるため、重要性が高く、過去の税理士試験においても重点を置いて出題がされています。

平成21年度本試験	24点	}	財産評価のみで、 計算の約半分の配点 があります。 (計算のボーダーラインは、例年30点～36点です。)
平成20年度本試験	24点		
平成19年度本試験	18点		
平成18年度本試験	22点		
平成17年度本試験	26点		

相続税の計算では、相続により取得した財産の価額の計算を適正に行うことが、担税力に即した課税につながるということは、テーマ3で学習したとおりとなります。しかし、財産の価額の適正な計算は、上場株式の様に発達した市場があれば、その市場での売買価額が適正な価額ということもできるでしょうが、上場株式の様な発達した市場がない場合には、その価額を計算することは、困難を極めます。

そこで、財産評価基本通達では、あらゆる財産の適正な価額の計算方法が規定されています。

相続税法の試験では、これら財産の価額の計算方法（つまり相続税法上の時価の計算方法）を覚えることが、計算の内容の大半を占めます。

相続により取得した財産の時価の計算方法は、簿記論や財務諸表論を学習した皆さんにとって、まったく新しいものを覚えるというわけではありません。相続税法上、時価といっていますが、時価の計算は簿記論や財務諸表論で学習した「貸借対照表価額」の考え方に基づいたものがほとんどです。

テーマ4では、相続税法を学習する上で重要な財産の時価について、貸借対照表価額の計算方法と相続税評価額の計算方法の類似点を学習します。

◆ 1 各資産の貸借対照表価額

- | | | |
|--------------------------------|-------|----------|
| (1) 取得価額、取得原価に基づくもの | | たな卸商品等 |
| (2) 取得価額等から一定の金額を調整するもの | | 減価償却資産 |
| (3) 決算日における市場時価に基づくもの（市場があるもの） | | 売買目的有価証券 |
| (4) 将来キャッシュフローの割引現在価値の総和に基づくもの | | 減損資産 |

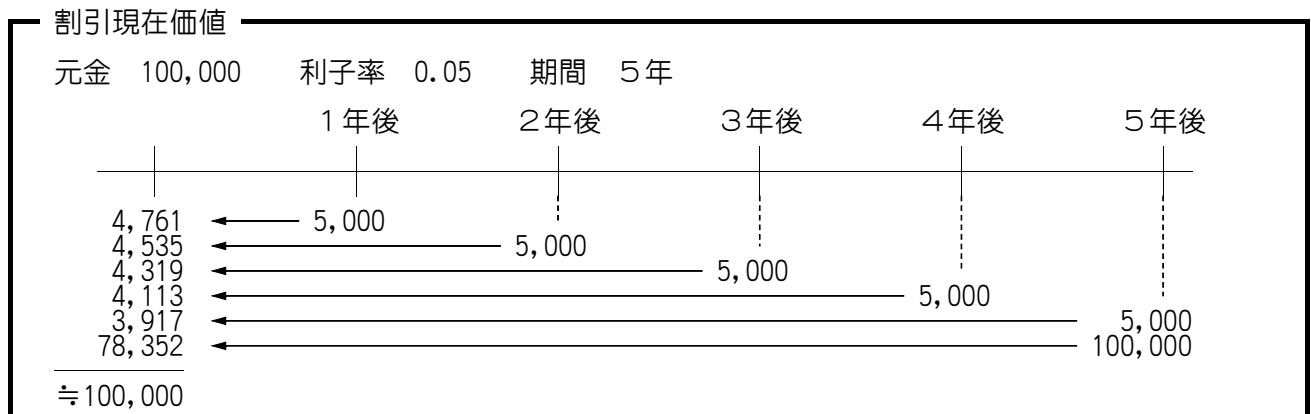
◆ 2 各財産の相続税評価額（財産評価基本通達によって計算された時価）

- | | | |
|--------------------------------|-------|--------------------|
| (1) 取得価額、取得原価に基づくもの | | たな卸商品等 |
| (2) 取得価額等から一定の金額を調整するもの | | 一般動産、構築物
門及び塀等 |
| (3) 決算日における市場時価に基づくもの（市場があるもの） | | 上場株式、公社債 |
| (4) 将来キャッシュフローの割引現在価値の総和に基づくもの | | 信託受益権
定期金に関する権利 |

◆ 3 相続税の計算における主要財産の一覧表

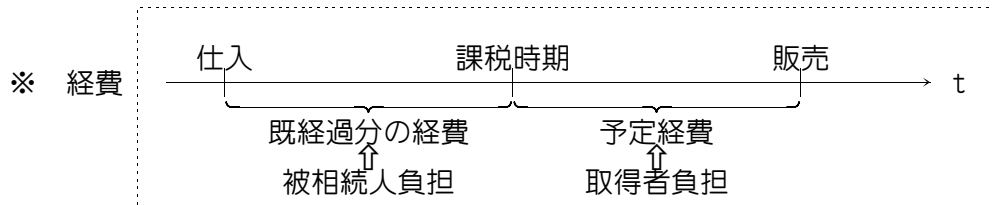
	財産の種類	算 式 等	
		貸借対照表価額	相続税評価額
①	原材料、半製品、仕掛品等の未完成品	イ 仕入価額＋諸掛 □ 製造原価	イ 仕入価額＋諸掛 □ 製造原価
②	商品、製品、生産品等の完成品	イ 仕入価額＋諸掛 □ 製造原価	販売価額－適正利潤等 ＝課税時期までに要した費用
③	受取手形	売上額－貸倒引当金額	売上額（一定の場合はDCF）
④	貸付金債権	貸付額－貸倒引当金額	貸付額＋未収収益の額
⑤	その他の金融資産	—————	元本の額＋未収収益の額
⑥	一定の上場株式 （売買目的有価証券）	決算日における最終価格	イ 課税時期の最終価格 □ 月平均額
⑦	減価償却資産	取得価額－減価償却累計額	（取得価額－減価償却累計額） ×一定の割合
⑧	建設仮（建設中の家屋）	決算日までに支払った額の合計	費用現価の額×70％
⑨	信託受益権	—————	DCF
⑩	定期金に関する権利	—————	DCF
⑪	宅地等の不動産	取得価額等	路線価方式等
⑫	非上場株式等	取得価額等	イ 類似業種比準価額 □ 純資産価額 ハ 配当還元価額

参考 割引現在価値（DCF）



【図解①】商品、製品及び原材料等の評価

販売価額	納付すべき消費税の額		被相続人が 負担した費用
	適 正 利 潤 の 額		
	経費※	予 定 経 費	
		既経過分の経費	
	仕 入 価 額		



【図解②】非上場株式の評価 ～純資産価額・配当還元価額～

(1) 純資産価額

B/S	
資産	負債
	純資産

発行済株式数
 株式
 株式
 株式
 ÷

= 1株当たりの純資産価額

(2) 配当還元価額

B/S	
資産	負債
3,000	2,000
	純資産
	1,000 (10株)
	配当 50

純資産1,000のうち、50を配当した。

配当還元率（配当率） $\frac{50}{1,000} = 5\%$

配当を基にして純資産を求める。

$\frac{50 \text{ (配当額)}}{5\% \text{ (配当率)}} = 1,000 \text{ (純資産)}$

1株をベースにすると

$\frac{5 \text{ (配当額)}}{5\% \text{ (配当率)}} = 100 \text{ (配当還元価額)}$

<メ モ>

◆4 問題演習 ～貸借対照表価額～

(1) 次の資料に基づき、各取引の仕訳及び決算整理後残高試算表における各資産の額を示しなさい。なお、事業年度は4/1～3/31とする。

① 原材料

4/1 原材料900,000円を現金で仕入れた。なお、引取りに際して諸掛10,000円を支払った。

3/31 原材料は、決算日において未使用である。

② 有価証券（売買目的有価証券）

4/1 A社株式を現金600,000円で取得した。

3/31 A社株式の期末時価は800,000円である。

③ 貸付金

4/1 得意先に対して、現金1,000,000円を貸し付けた。なお、貸付期間は2年間であり、利率は年6%で利息は後払いである。

3/31 決算日において、収益の見越しをする。

④ 建設仮勘定

4/1 本社ビル建設のため、建設会社に対して工事代金の前払額20,000,000円（工事代金総額50,000,000円）を小切手を振り出して支払った。

3/31 決算日において、本社ビルはまだ完成していない。

(2) 答案用紙

① 原材料

4/1				
3/31				

② 有価証券（売買目的有価証券）

4/1				
3/31				

③ 貸付金

4/1				
3/31				

④ 建設仮勘定

4/1				
3/31				

決算整理後試算表

原材料	
有価証券	
貸付金	
未収収益	
建設仮勘定	

【解 答】

① 原材料

4 / 1	原 材 料	910,000	現 金	910,000
3 / 31	仕 訳 無 し			

(別解)

4 / 1	原 材 料 仕 入	910,000	現 金	910,000
3 / 31	原 材 料	910,000	原 材 料 仕 入	910,000

② 有価証券（売買目的有価証券）

4 / 1	有 価 証 券	600,000	現 金	600,000
3 / 31	有 価 証 券	200,000	有 価 証 券 評 価 益	200,000

③ 貸付金

4 / 1	貸 付 金	1,000,000	現 金	1,000,000
3 / 31	未 収 収 益	60,000	受 取 利 息	60,000

④ 建設仮勘定

4 / 1	建 設 仮 勘 定	20,000,000	当 座 預 金	20,000,000
3 / 31	仕 訳 無 し			

決算整理後試算表

原材料	910,000	
有価証券	800,000	
貸付金	1,000,000	
未収収益	60,000	
建設仮勘定	20,000,000	

◆5 問題演習 ～相続税評価額～

- (1) 次に掲げる財産は、相続人戊が相続により取得した財産である。各資料に基づき、各財産の課税価格に算入される価額を答えなさい。なお、相続開始日は3月31日である。

① 原材料

- イ 仕入価額 900,000円
 ロ 原材料の引取りに係る経費の額 10,000円

② 上場株式 2,000株（平成21年度本試験抜粋 一部改題）

A社の株式は、金融商品取引所に上場されている株式であり、その取引所の公表する平成22年の株価は次のとおりである。

	A社
3月31日の最終価格	400円
3月の毎日の最終価格の平均額	410円
2月の毎日の最終価格の平均額	430円
1月の毎日の最終価格の平均額	450円

③ 貸付金 貸付額 1,000,000円

被相続人は、友人に対して金銭1,000,000円を貸し付けていた。なお、評価に必要な資料は次のとおりである。

- イ 貸付日 4/1
 ロ 利率 年6%（既経過利息の額は月割りにより計算し、1月未満の日数はこれを1月とする。）

④ 建築中の家屋（平成21年度本試験抜粋 一部改題）

被相続人は、家屋の建築に取り掛かっていたが、完成前に死亡した。なお、この建物の建築総額は50,000,000円であるが、相続開始時点においてその40%が完成している。

(2) 答案用紙

相続人が取得した財産の価額

財産の種類	計 算 過 程	取 得 者	課税価格に算入する額
原 材 料		相 続 人 戊	
上 場 株 式		相 続 人 戊	
貸 付 金		相 続 人 戊	
建 築 中 の 家 屋		相 続 人 戊	

【解 答】

相続人が取得した財産の価額

財産の種類	計 算 過 程	取 得 者	課税価格に 算入する額
原 材 料	$900,000 + 10,000 = 910,000$	相 続 人 戊	910,000
上 場 株 式	400、410、430、450 $\therefore$ 400 $400 \times 2,000 \text{株} = 800,000$	相 続 人 戊	800,000
貸 付 金	$1,000,000 + 1,000,000 \times 6\% \times 12\text{月}/12\text{月} = 1,060,000$	相 続 人 戊	1,060,000
建 築 中 の 家 屋	$50,000,000 \times 40\% \times 70\% = 14,000,000$	相 続 人 戊	14,000,000